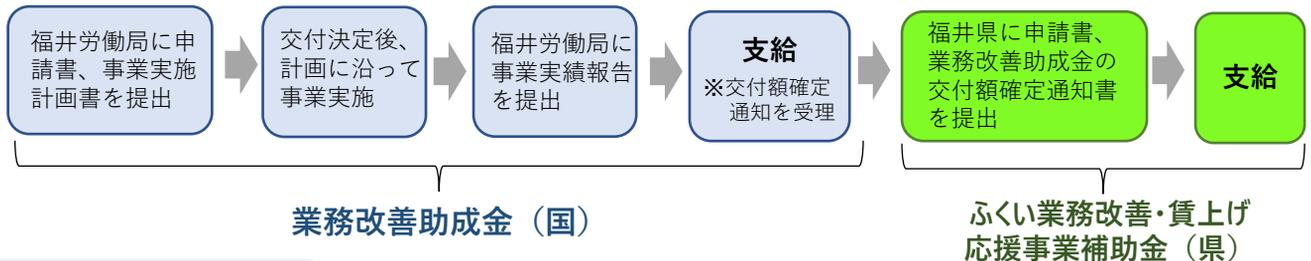


令和4年度 ふくい業務改善・賃上げ応援事業補助金

～生産性向上・賃上げに取り組む中小企業を福井県が応援します～

生産性向上等の取組により最低賃金引き上げを行う中小企業を支援する「業務改善助成金」に県独自で上乗せ支援を行います。



対象

国の「業務改善助成金」の支給決定を受けた中小企業

国の業務改善助成金の概要

※詳細は、厚生労働省ホームページへ

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備やコンサルティング導入、教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

コース区分 (引上げ額)	引き上げる労働者数・上限額					助成率
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上	
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円	【事業場内最低賃金870円未満】 9/10（一律） 【事業場内最低賃金870円以上920円未満】 4/5（生産性要件を満たした場合9/10）
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円	
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円	
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円	

上限額・助成率

国助成金の支給決定額の1/10

※国の助成率に関わらず、一律1/10です。

申請期限

令和5年3月20日（月）

申請手続

「支給申請書兼請求書」と添付資料を下記へ郵送またはメール

詳しくは県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoushien/04chinginouen.html>

福井県産業労働部労働政策課 労働環境グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL: 0776-20-0389 FAX: 0776-20-0648

MAIL: rousei@pref.fukui.lg.jp



地味にすごい福井
"JIMI NI SUGOI" FUKUI